

令和 5 年 6 月 2 1 日
文 部 科 学 省 総 合 教 育 政 策 局
生涯学習推進課専修学校教育振興室

外国人留学生キャリア形成促進プログラムの認定に関する規程の案 に関するパブリックコメント（意見公募手続）の結果について

「外国人留学生キャリア形成促進プログラムの認定に関する規程の案」について、令和5年4月28日から令和5年5月27日までの期間、電子メール・郵便を通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、80件の御意見をいただきました。

今回御意見をお寄せいただきました方の御協力に厚く御礼申し上げます。

いただいた意見の概要及びそれに対する文部科学省の考え方は別紙のとおりです。
貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

NO	ご意見	回答要旨
1	本認定はどのような根拠法に基づいて行われるものか。	本案は、学校教育法第 124 条に規定する専門課程であって、外国人留学生のキャリア形成促進を目的として日本社会の理解の促進に資する質の高い教育を行うものを文部科学大臣が認定して奨励するものであり、新たに定める文部科学大臣告示に基づき実施するものです。
2	本案は行政手続法第 39 条に基づく意見公募手続きであるとされているが、同法第 2 条第 8 号に規定される命令等のうち、どれに該当するものか。	行政手続法第 39 条の趣旨などに基づき、本意見公募手続きを実施しており、本案は同法第 2 条第 8 号ロの「審査基準」に相当するものであると考えています。
3	本案の認定要件③に関し、「外国人留学生が占める割合が 2 分の 1 を超える場合」としているが、学校教育法第 124 条の「我が国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く。」の規定との関係を同整理しているのか。	学校教育法第 124 条の「我が国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く。」の規定の趣旨としては、日本人又は外国人を問わず生徒募集した結果、在籍する生徒の半数以上が外国人留学生となることを許容しないものではないものと解しています。
4	各認定要件について、捉えに異なっている対象が異なり不適切ではないか。また、認定要件④中、「この制度の目的に照らして不適切と認められる事情がないこと」とあるが、対象となる事情が不明確である。	認定要件①については、職業実践専門課程として認められた教育課程であるか、認定要件②については、認定を受けようとする専修学校の経営基盤が適切なものであるか、認定要件③については、認定を受けようとする学科における外国人留学生比率が 2 分の 1 以内であるか等を確認するものであり、適切に要件が設定されているものと考えます。 また、NO.10 の回答にあるように、本制度は外国人留学生のキャリア形成の促進を目的としたものであり、例えば、本制度の目的に照らして不適切と認められる極端な進路指導がなされていれば、認定要件④に抵触するものと考えています。

5	外国人留学生に限らず、日本人学生を含めて、キャリア形成を促進すべきではないか（特にプログラミング教育等を強化することが重要。）	本案の認定要件①として設定している職業実践専門課程として認定された学科では、企業等と連携して実践的な教育課程を編成することを求めている、即戦力として活躍できる教育を行う専門学校を奨励する取組を進めております。また、専門学校教育においては分野ごとにそれぞれの職業教育が行われているところですが、デジタル教育を促進させるための取組も支援しております。
6	本案により外国人留学生に経済的支援するのではなく、日本人学生への経済的支援を手厚くすべきではないか。	本案は、外国人留学生のキャリア形成促進を目的として日本社会の理解の促進に資する質の高い教育を行う専修学校専門課程の学科を認定する制度であり、外国人留学生への経済支援のための予算措置を伴うものではございません。
7	特定技能2号の拡大をすべきではない。	本案は、特定技能2号に関わる制度ではございません。
8	日本社会の理解の促進に資する授業科目とは、具体的にどのようなものを想定しているか。	日本社会の理解の促進に資する授業科目とは、低位の日本語能力の向上のみを目的とする授業科目は想定しておらず、例えば、日本社会研究や日本ビジネス研究等の日本企業において円滑に業務に従事できる能力の涵養に資する授業科目であることを想定しております。
9	本案の認定要件③に関し、外国人留学生が占める割合を2分の1としているが、当該比率を下げたほうが、日本人生徒との交流が進むのではないか。	外国人留学生が占める割合については、日本人生徒との交流の機会の確保と、外国人留学生のキャリア形成の機会の拡大とのバランスを考慮して、2分の1以下としているものです。
10	本案の③のただし書要件の就職率の分母に関し、就職希望者だけではなく大学への進学者等も含めるべきではないか（就職できない外国人留学生を大学等に進学させるといった進路指導を行う学校があることが想定されるため）。	本案においては、一般的に就職率を算出される際に用いられる就職希望者を分母にして就職率を算定することを予定しております。なお、例えば、本制度の目的に照らして不適切と認められる極端な進路指導がなされていれば、認定要件④に抵触することになると考えられます。

11	外国人留学生比率が2分の1を超えた場合に、日本社会の理解の促進に資する授業科目を300時間以上開設されることが求められるということだが、仮に当該学科に日本人学生が在籍した場合、当該学生に対しては選択科目とするなど、柔軟な制度設計が必要と考えるかどうか。	日本人生徒に対する授業科目の履修方法に関する留意事項等については、実施要項や本制度のQAで定めることを想定しております。いただいた御意見については、実施要項やQAを策定する際に参考にさせていただきます。
12	外国人留学生がキャリア形成を図るためには、専門学校における教育課程の編成に留まらず、企業との連携が必要ではないか。	本案の認定要件①として設定している職業実践専門課程として認定された学科では、企業等と連携して実践的な教育課程を編成することや企業等における実習を義務付けております。
13	専門学校でしっかりと日本語能力・専門知識・技術を学び、生活指導で日本の生活にも慣れた人材を養成する必要がある、その観点から今回の外国人留学生キャリア形成促進プログラムの認定は重要なことで、是非行っていただきたい。	本案に賛成の御意見として承ります。
14	人口減少の中にあって、日本が好きで日本を選び、日本の習慣を学んでいる外国人留学生については、他の制度で来日した外国人とは区別すべきであり、今回の制度に賛成である。	本案に賛成の御意見として承ります。
15	専門学校留学生卒業者の専門知識・技能やその応用を発揮するため、企業等と連携し、質の高い専門学校を認定する本案は、外国人留学生のキャリア形成の機会を拡大する上で極めて重要な意義を持つものであり、特に中小企業が大多数を占める地域の活性化を図る	本案に賛成の御意見として承ります。

	という観点からも、地方における高度外国人材の確保という重要な意義が見込める施策であるため、積極的な推進が望まれる。	
16	労働力が不足している現状において、在籍していた学校（大学か専門学校か）によって認められる在留資格が異なることは不適切であり、本案を現状の在留資格の在り方の見直しに向けた変化の過程として捉え賛成します。	本案に賛成の御意見として承ります。
17	その他外国人留学生に関する一般的な御意見等	今後の施策の参考とさせていただきます。